

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁とマレーシア国政府との間の在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の適正な運用のための情報連携の基本的枠組みに関する協力覚書
(仮訳)

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁（以下「日本の省庁」と総称する。）並びにマレーシア国政府（人的資源省に代表される。以下「マレーシア政府」という。）は、日本国政府が在留資格「特定技能」を付与して一定の専門性・技能を有する人材（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れる制度（以下「本制度」という。）の運用において、特定技能外国人の送出し・受入れに係る両国間の協力を通じて相互の利益を強化することについての見解を共有する。この見解に基づき、日本の省庁とマレーシア政府は、次のとおり協力することを決定した。

1. 目的

この協力覚書は、情報連携の基本的枠組みを定めることにより、マレーシアから日本国への特定技能外国人の送出し及び受入れの円滑かつ適正な推進を通じて特定技能外国人を保護しつつ、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れを確保し（特に、悪質な仲介機関の排除）、特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題を解決するとともに、本制度の適正な運用のための協力を通じて両国の相互の利益を強化することを目的とする。

2. 連絡窓口

日本の省庁及びマレーシア政府は、この協力覚書に基づく協力を効果的に実施するため、両国の連絡窓口を次のとおりそれぞれ指定する。

(1) 日本国

出入国在留管理庁政策課

(2) マレーシア

人的資源省

3. 協力の枠組み

この協力覚書に基づく協力は、それぞれの国において効力を有する法令の範囲内で行われる。日本の省庁又はマレーシア政府は、他方の国の省庁又は政府の書面による同意なしに、この協力覚書の枠組みにおける協力及び情報共有を通じて取得した他方の国の省庁又は政府の秘密の情報を第三者に開示しない。

4. 情報連携の基本的枠組み

(1) 情報共有

日本の省庁及びマレーシア政府は、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れを確保するため並びに特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題を解決するために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の仲介機関（個人及び法人の双方を含む。）による次の行為に該当するものに関する情報を含む。

- (a) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、特定技能外国人又は特定技能外国人になろうとする者（以下「特定技能外国人等」という。）、その親族又はそれらの者の関係者の金銭その他の財産を管理すること。
- (b) 契約の不履行について違約金を課す契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をすること。
- (c) 暴行、脅迫、自由の制限その他特定技能外国人等の人権を侵害する行為。
- (d) 日本国における出入国管理制度上の手続又は査証制度上の手続に関し、不正に許可又は査証等を受けさせる目的で、偽造された、変造された又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為。
- (e) 特定技能外国人等から徴収する手数料その他の費用について、当該外国人に算出基準を示さず、かつ、その額及び内訳を十分に理解させないで、当該費用を徴収する行為。

(2) 問題是正等のための協議

日本の省庁及びマレーシア政府は、この協力覚書の実施により生ずるあらゆる事項を議論するため、特定技能外国人の雇用及び管理を所掌するそれぞれの国の関係職員から構成される合同委員会を設立する。この合同委員会は、この協力覚書の1.の目的を達成するため、定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要とされる問題の是正に努める。主な協議内容は次のとおりとする。

- (a) 本制度に係る両国の政策の実施及び変更に関する事項
- (b) 特定技能外国人の仲介機関の適正さの確保に関する事項（必要な是正措置の在り方を含む。）
- (c) 特定技能外国人の送出し・受入れに係る各種審査、日本国内の不適正な受入機関又は在留資格「特定技能1号」を有する外国人材に対する支援（在留資格「特定技能1号」を有する特定技能外国人が在留活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援をいう。）を行う不適正な機関及びマレーシア国内の不適正な送出国機関に対する是正措置に関する事項

- (d) 特定技能外国人の技能及び日本語能力の測定試験（以下「試験等」と総称する。）の適正な実施に関する事項
- (e) 特定技能外国人の日本国での在留管理に関する事項
- (f) 上記(a)から(e)までに掲げるもののほか、特定技能外国人の不適切な募集・雇用及び帰国を含む本制度その他これに関連する両国の出入国又は労働に係る制度の適正な運用に関する事項

5. 試験等における協力

日本の省庁及び特定技能外国人の受入れを所管する省（以下「日本の関係省庁等」と総称する。）は、試験等を適正に実施する。マレーシア政府は、日本の関係省庁等から、当該試験等の実施及び関連する日本語教育に係る事業その他の日本の関係省庁等が関与する日本語能力の測定試験に関連する事業に係る協力を求められたときは、マレーシア政府は可能な範囲でこれに応じる。

また、日本の関係省庁等及びマレーシア政府は、試験等に関し、別人による受験、試験等の合格を証する文書の偽造又は変造その他の不正な行為に関する情報を得たときは、この協力覚書の4.(1)の枠組みに準じ、当該情報を速やかに共有する。

6. その他

日本の省庁は、特定技能外国人の受入分野ごとに、この受入れにより不足する人材が確保されたと認める場合には、日本の出入国に関する法令の規定に従い、特定技能外国人の受入れを一時的に停止することができる。この場合において、日本の省庁は、マレーシアからの特定技能外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子（特定技能外国人の在留資格が「特定技能2号」である場合に限る。以下「配偶者等」という。）の在留に関する事項については、特定技能外国人とその受入機関との雇用契約の状況、実施状況及び生活状況等を考慮の上、日本の出入国に関する法令に基づき、適切に対処する。マレーシア政府は、特定技能外国人及び配偶者等の日本国における在留が認められなかった場合には、これらの者のマレーシアへの円滑な帰国を確保するため、在日本国マレーシア大使館とともに、日本の省庁の要請に応じ、臨時旅券の発給等必要な手続を行うことに努める。

7. 言語及び枠組みの見直し等

この協力覚書に基づく協力は、署名の日から5年続くものとする。この協力覚書の継続期間は双方の合意により更新される。

特定技能外国人に係る制度の運用開始から2年後に実施される制度の見直しを踏まえ、この協力覚書に基づく両国間の協力の枠組みを必要に応じて見直すこととする。この協力覚書の内容は、両国の書面に

よる同意により、必要に応じて修正又は補足される。

日本の省庁又はマレーシア政府は、この協力覚書に基づく協力の終了を希望する場合には、終了することを希望する日の90日前までに、他方の国の省庁又は政府に対し書面によりその意図を通告することにより終了する。この協力覚書の終了は、既存の協力の継続的な実施に影響を与えるものではない。

上述の記録は、ここに記載された事項に係るマレーシア政府と日本の省庁との間の合意を示すものである。

2022年5月26日東京において、英語により2通作成され、等しい価値を有する。

日本国法務省のために

マレーシア政府のために

日本国外務省のために

日本国厚生労働省のために

日本国警察庁のために